

各学校の出品割り当て(出品規定)

仙台市小・中学校教育研究会書写研究部会

硬 筆

- 出品数は、普通学級数と同じ
- 特別支援学級設置校は、1点加算する。
 - ・作品は、当該学年の手本の字句で、特別支援学級児童生徒の作品であること。
- 最少出品点数は、学年1点（小学校6点，中学校3点）
- 特別支援学校等も学級数を基準に計算する。

毛 筆

- 出品数は、普通学級（小学校は3～6年生の普通学級数）の8割（小数点以下は、四捨五入）
- 特別支援学級設置校は、1点加算する。
 - ・作品は、当該学年の手本の字句で、特別支援学級児童生徒の作品であること。
- 最少出品点数は、学年1点（小学校4点，中学校3点）
- 特別支援学校等も学級数を基準に計算する。

分校，複式学級について

- 学級数ではなく、学年1点で計算する。

【特別支援学級の書きぞめ展参加について】

- ◇当該学年の字句とする。
- ◇自分一人の力で書いた作品とする。
 - ・写しで書いた作品，教師と一緒に書いた作品，消しゴム使用などについては認めない。
- ◇作品は審査基準に従い同一審査とし，展示についても同一とする。

以上のことについて，各学校は共通理解の上，出品してください。

※加配として1点は出品できるようになってはいますが，必ず出品するというのではなく，出品できる作品がある場合には出品できるということです。